

# こどもふくし協議会 手当及び活動費支給規程

(目的)

この規程は、こどもふくし協議会の適正な運営並びに円滑な活動を図るため、手当金および活動費の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第1 役員等手当

(役員等手当の対象者および金額)

第1条 役員等手当を支給する対象者およびその額は、次のとおりとする。

代表	年額金	10,000 円
副代表	同	10,000 円
事務局長	同	10,000 円

(役員等手当の支給)

第2条 役員等手当は、役員等の就任期間の毎年度末に支給する。

## 第2 活動経費

(渉外活動費)

第3条 関係機関との日常的な連絡調整に要する通信費および移動交通費等として、代表、副代表および渉外活動担当者として代表が指名した者に対し、月額 3,000 円の渉外活動費を支給する。

(事務局施設使用料)

第4条 事務局施設の使用料として、事務局施設管理者に対し、月額 5,000 円を支給する。

(事務補助者謝金)

第5条 本会事務の補助者として主催行事の運営等に従事した者に対し、年額 10,000 円を支給する。ただし、行事多数により業務負担が増えた場合には、増額することができる。

(講師謝金)

第6条 本会が主催する勉強会または研修会の講師謝金については、予算の範囲内で以下のとおり支給する。

- (1) 招聘先が謝金規定等の基準額を設けているときは、当該基準による。
- (2) 前号の規定を設けていないときは、次のとおりとする。ただし、講義内容、講義時間等を総合的に勘案して、代表が特に必要と認めた場合、増減することができる。
  - ア) 本会会員・・・・・・・・・・10,000円/回 (交通費込)
  - イ) その他の外部講師・・・・・・・・10,000円/回 及び交通費

## 第3 補助金

(交流促進補助金)

第7条 本会事業所会員同士が、以下の各号のすべてに該当する交流活動を実施する場合、交流促進補助金として1回につき上限 3,000 円を補助する。

- (1) 事業所間の交流を目的とし、日ごろの活動の一環として実施すること
- (2) 他法人事業所 2 か所以上による協働で実施すること
- (3) 補助金の用途は会場賃借料とすること

(規程の改廃)

この規程の改廃は、役員会の決定を経て行う。

附則

この規程は、令和6年5月24日から施行する。